官報号外

官告事項

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第３条の２第１項の規定に基づき、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部を次のように変更し、平成27年４月１日から適用することとしたので、同項の規定に基づき、公表する。

平成27年３月17日

農林水産大臣　林　　芳正

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針

前文

１　牛海綿状脳症（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第２条第１項の表15の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。以下「ＢＳＥ」という。）は、ＢＳＥプリオンを病原体とする牛のプリオン病である。

２　ＢＳＥは、1986年に英国において初めて確認され、その後、同国での発生が急増し、ピーク時の1992年には37,280頭の牛で発生が確認された。

また、ＢＳＥは、1990年代には欧州諸国に広がり、我が国においても、2001年９月に初めて発生が確認され、これまでに36頭の牛で発生が確認されている。

３　しかしながら、近年、飼料規制等の対策の徹底により、ＢＳＥは世界的に発生頭数が減少し、我が国においては、飼料規制開始直後の2002年１月生まれの牛を最後にその発生は確認されていない。

このような状況の中、我が国は2013年５月に、国際獣疫事務局（以下「ＯＩＥ」という。）から「無視できるＢＳＥリスク」の国に認定され、我が国のＢＳＥ対策の有効性が国際的にも評価されている。

４　ＢＳＥは飼料規制等の対策の徹底により、その発生及びまん延を防止できると考えられている。しかしながら、仮に、再度ＢＳＥが発生し、まん延するような事態になれば、

⑴　国民の牛肉に対する安全性の信頼をなくし、

⑵　牛肉消費の低下を招き、長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、

⑶　国民への畜産物の安定供給を脅かし、

⑷　地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、

⑸　国際的にも信用を失うおそれがある

ことから、引き続き、一定のリスク管理措置を継続する必要がある。

５　このため、牛の所有者、行政機関（農林水産省、都道府県及び市町村）及び関係機関は緊密に連携し、リスク管理措置の実効性を確保するための防疫体制を維持する必要がある。

６　なお、本指針については、ＢＳＥの発生の状況の変化や科学的知見・技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、３年ごとに再検討を行う。

第１　基本方針

１　ＢＳＥは、通常、牛がＢＳＥプリオンに汚染された飼料等を摂取することで感染し、比較的長期間の潜伏期間を経て発症する。

このため、ＢＳＥ対策では、効果的な飼料規制等の対策の継続的な実施が重要である。

したがって、牛の所有者、飼料製造業者、化製場等の事業者等は、ＢＳＥの特徴を十分に理解し、引き続き、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）等に基づく飼料規制を適切に実施する必要がある。

２　近年、飼料規制等の対策の徹底により、ＢＳＥは世界的に発生頭数が減少しているが、次の理由から、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「特措法」という。）に基づく一定レベルの監視体制を継続する必要がある。

⑴　これまでの検査の積重ねにより、ＢＳＥプリオンに汚染された飼料等を摂取することが感染の原因とされるＢＳＥとは異なる非定型ＢＳＥと呼ばれるＢＳＥが確認されている。非定型ＢＳＥは、世界的にも極めて事例が少ないが、孤発性の疾病であることが示唆されており、万全を期す必要がある。

⑵　今後、何らかの要因によりＢＳＥの感染経路が遮断されていない事態が生じた場合に備える必要がある。

⑶　我が国のＢＳＥ対策の国際的な評価を維持するためにも、一定レベルのＢＳＥ監視のための検査を継続する必要がある。また、国産畜産物の輸出促進の観点等から「無視できるＢＳＥリスク」の国のステータスを維持することが重要である。

３　このため、行政機関及び関係機関は、次の役割分担の下、全ての牛の所有者がＢＳＥ対策の重要性を理解し、かつ、実践できるよう、ＢＳＥの発生の予防及び発生時に備えた準備に万全を期す。

⑴　農林水産省は、ＢＳＥの発生リスク等に関する情報に基づく適切な輸入検疫を実施するとともに、飼料規制の実効性を確認する。また、都道府県に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導及び助言を行う。

⑵　都道府県は、牛の所有者への指導を徹底するとともに、ＢＳＥの発生時に備えた準備を行う。

⑶　市町村及び関係機関は、都道府県の行う牛の所有者への指導やＢＳＥの発生時に備えた準備に協力するとともに、牛の所有者に必要な支援を行う。

４　ＢＳＥの発生時には、円滑かつ的確な防疫措置により、まん延防止を図ることが重要である。

防疫措置を実施するための経費については、家伝法第58条から第60条までの規定に基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっていることを踏まえ、行政機関及び関係機関は、次の役割分担の下、円滑かつ的確な防疫措置を実施する。

⑴　農林水産省は、必要な防疫措置等を定めた防疫方針（第５の２の⑴の防疫方針をいう。）の決定・見直しを責任を持って行うとともに、これに則した都道府県の具体的な防疫措置に対して支援する。また、家伝法を踏まえ、必要な予算を迅速かつ確実に手当てする。

⑵　都道府県は、⑴の防疫方針に則した具体的な防疫措置を的確に実施する。

⑶　市町村及び関係機関は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係機関に委託して防疫措置を実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、家伝法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

５　ＢＳＥの発生時には、迅速な疫学調査により、過去の飼料給与状況、同居牛等を把握することで、疑似患畜を特定し、当該疑似患畜の検査、殺処分及び焼却処分を行うことで感染源を確実に遮断するとともに、飼料規制上の問題の有無について検証することが重要である。

このため、行政機関及び関係機関は、ＢＳＥの発生時における的確なまん延防止措置及び飼料規制の検証が講じられるよう、危機管理体制を維持する必要がある。

６　なお、農林水産省は、家伝法第３条の２第２項の規定に基づき、必要に応じ、特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を作成する。

第２　発生時に備えた事前の準備

１　農林水産省の取組

⑴　常に海外における最新のＢＳＥの発生状況を把握し、必要に応じて都道府県及び関係機関に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表する。

⑵　飼料規制の実効性を確認するため、関係機関と連携し、定期的に飼料製造業者、化製場等の事業者への立入調査等を行い、その結果を公表する。

⑶　各都道府県のＢＳＥの発生時に備えた準備状況を把握し、また、必要に応じて市町村及び獣医師会、生産者団体等の関係機関との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、都道府県に対し、必要な改善指導及び助言を行う。

２　都道府県の取組

⑴　牛の所有者及び死体を検案した獣医師に対して、特措法第６条第１項の規定に基づき、家伝法第13条第１項の規定による届出をする場合その他牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号。以下「特措法施行規則」という。）第２条各号に掲げる場合を除き、届出義務が生じていることを周知するとともに、第３の１の⑴のアの(ｱ)の検査が確実に行われていることを確認する。